

# 「税務システム等標準化検討会収滞納管理ワーキングチーム（WT）」

## 第1回議事概要

日時：令和2年7月21日（火）9：00～12：00

場所：WEB開催

出席者（敬称略）：

（構成員）

坂田 玲子	浜松市財務部 税務総務課 主任
廣田 美穂	神戸市行財政局 税務部 収納管理課 収納指導担当 係長
白石 佳代	前橋市財務部 収納課 主任
笹本 裕人	三鷹市市民部 納税課 納税特別対策係 主任
熊倉 禎己	三条市総務部 収納課 管理係 係長
近藤 圭三	飯田市総務部 納税課 収納係 主査
吉野 元久	富士市総務部 情報政策課 主幹
渡辺 亮吉	豊橋市財務部 納税課 主査
中山 尚	南国市税務課 係長
田畑 祐介	埼玉県町村会情報システム共同化推進室 主事
木内 一喜	地方税共同機構総務部 予算・経理グループ 主査
吉本 明平	一般財団法人 全国地域情報化推進協会（APPLIC）企画部 担当部長
三木 浩平	内閣官房情報通信技術総合戦略室 政府CIO補佐官

（総務省）

小山 里沙	総務省自治税務局 企画課 電子化推進室課長補佐
金谷 浩光	総務省自治税務局 企画課 企画第一係 係長
沼田 涼太	総務省自治税務局 企画課 企画第一係 事務官
村上 周優	総務省自治税務局 企画課 企画第二係 事務官

### 【議事次第】

1. 挨拶・自己紹介
2. 留意点の説明
3. 標準仕様書たたき台（機能）の検討（機能要件 1.1.1. 賦課情報取込（当初）から 1.1.15. 納期限管理まで）

### 【意見交換（概要）】

- 1.1.1. 賦課情報取込（当初）について
- 各課税データから連携される当初課税データ（調定情報）について、調定情報の項目として、区は、指定都市の行政区上の管理のために必要である。
  - 申告区分・事業年度は、法人住民税を管理するため、どの自治体も必要と考えている。具体的には、延滞金計算時に、申告区分、事業年度を収納側で管理している必要がある。

- 通知日、更正日について、納税通知発送前には、市民に伝えられない情報である。誤って伝えないように、収納側で持つ必要があると理解している。  
→区については、指定都市用機能として、たたき台に追加する。また、申告区分・事業年度・通知日・更正日については、自治体の規模を問わず、必須機能としてたたき台に追加する。
- 法人住民税における事業年度、更正発付日や更正請求日、修正申告提出日については、法人住民税の延滞金の計算をする際に必要となる。延滞金計算時、賦課側で上記項目が管理されていない場合は、収納側で管理したいと考えている。  
→たたき台は、修正なしとする。法人住民税における事業年度、更正発付日や更正請求日、修正申告提出日をどのシステムで具備するか、業務でどのように使うかについては、別途整理する。
- 調定情報の項目を列挙するのではなく、包括的文言を記載することで、項目列挙に漏れがあった場合に備えられると考えている。また、税法改正などで毎年追加変更が考えられるため、一度の検討会で項目を網羅しきれぬかを懸念している。
- データ項目については、自治体ごとに要望が異なるため、事業者側での列挙項目を決めるのは困難と考えている。  
→最終的には列挙を想定している。年度途中の追加など、柔軟に行う必要があるれば、それを可能とする規定が必要となると考えているが、基本的には必要な項目は全て洗い出すホワイトリスト方式であるので、後日、構成員等にデータ項目の過不足について照会させていただき、列挙項目を確認する想定である。

#### ■1.1.3. 税額更正取込について

- 各課税システムから取り込んだ税額更正データについて、取込みエラーが発生した場合は、エラーを把握しないと、徴収ができなくなる恐れがあるため、エラーを把握できる機能が必要と考える。  
→たたき台の記載を必須機能化する。

#### ■1.1.4. 税額更正取込について

- 給与特別徴収対象者のうち、調定情報が異動になり個別に督促状を発布した対象者を特定する場合、誰が増減しているか分かると特定が容易である。課税側の情報を参照できればよい機能と考えている。  
→個人住民税の要件と調整し、個人住民税、収滞納管理の何れで要件化するかを検討する。

#### ■1.1.5. 収納情報管理について

- 本市では、納税管理人を管理する機能が具備されていない（利用シーンは、送付先に記載される程度）。他自治体で、納税管理人を管理する機能があるかを確認したい。
- 本市では、納税管理人設定すると、滞納者の税目等、管理すべき収納税目情報が名寄せされる機能を有している。ただ、名寄せにより元の納税義務者の収納情報が消えるデメリットが考えられるため、本機能はオプションでよいと考えている。  
→たたき台にオプションとして定義する。
- オプション要件を増やしすぎると、事業者のシステムごとに機能差が生まれる懸念があるため、必須要件との整理が必要と考えている。

→政策や自治体規模で差がある場合にオプションとするのが基本的な方針である。ご認識のとおり、構成員の使用が分かれる場合、ニーズ整理が必要であるため、一旦たたき台でオプションと定義されたものは、全国自治体照会の結果等で整理することとしたい。

#### ■1.1.6. 収納情報管理について

- 紙で出力可能な帳票は、全て CSV で出力したいと考えるが、個別要件で記載するのか確認したい。現行システムでは集計表等が CSV 出力可能であるが、他の帳票においても CSV での活用をしたいと考えている。

→他の税目でも同様に検討すべき項目なので、共通要件で整理したい。

- 住基側で CSV 出力要件が記載されているが、文字コード、CSV フォーマット等の詳細な記載がないため、住基と併せて検討すべきと考えている。

→文字コードについては、住基側の内容に従う想定である。CSV フォーマットは、事務局で別途検討させていただく。共通要件として CSV を含めた加工可能なデータでの出力を要件化することを検討する。

#### ■1.1.9. 未納情報管理について

- 外国人（結果として滞納者）が市外に転出する際に、納税管理人を立てないケースもあるが、納税管理人を管理する機能（本来の納税義務者、未納額等）が必要でないか。

→本要件では、業務上必要ということで、必須機能として定義する。

- 承継の調定替機能について、現行システムにないため、システム外で管理している。システム外での管理方法の課題として、①相続人が複数の場合、各相続人に本税・延滞金を割り振って納税いただくため、本税完納しないまま延滞金の一部だけが納付される等のエラーが発生する②システム上、時効の管理ができない、の2点があげられる。

→本要件については APPLIC 税 TF に照会し、要件化の方法を確認する。

#### ■1.1.10. 履歴表示について

- 速報の履歴管理機能について、本市では、速報・確報の履歴が残った状態で消込まれている。速報が確報に上書きされても支障がないならば、履歴管理は不要と考えている。

- 本市では、速報と確報で情報の中身に違いがないため、確報で速報を上書きすることに問題はないと理解している。

→速報としては履歴を持ち、確報がきたら上書きするよう、たたき台を修正する。

- コンビニ店舗・支店データ、金融機関・支店データを収納側で持つ必要性については、納税者からの問い合わせ対応の際に必要と考えている。ただし、コンビニの支店はデータが送られてくるものの、金融機関は紙ベースでの登録のため、必須とは考えていない。

- コンビニ収納はデータ化されているため支店情報の管理が容易だが、金融機関の支店情報は紙ベースと思われるため、データ化に手間を要すること、納付済通知書を確認すれば参照可能であるため、不要と考えている。

- 本市では、金融機関の支店情報については、金融機関から済通をスキャンし、電子データとして保管している。支店情報を確認する際は、左記のスキャンデータを確認している。

- 本市では、コンビニ納付の場合、収納画面では「コンビニ／支店」を、番号管理して表示している。問

い合わせ時は、店舗コードから特定している。

→コンビニ店舗・支店、金融機関データは必須として定義する。金融機関の支店については対象外とする。

#### ■1.1.11. メモ管理について

- 閲覧権限、更新権限については、2階層（課内／係内）に加えて、職位（正規職員又は会計年度採用職員）が必要と考える。本市では、職位を職員マスタで管理している。

→閲覧権限、更新権限について、2階層に職位を加えて記載する。

#### ■1.1.14. 要注意者管理について

- 要注意者管理情報について、本市では滞納側で管理しており、収納側では管理していない。
- 本市では、収納側から他課へ情報共有するケースがあるため、収納側のメモ機能で管理（色変えでの強調表示等）している。

→収納側では管理せず、メモ機能での管理ができるよう、たたき台を修正する。

#### ■1.1.15. 納期限管理について

- 納期限変更は、原則滞納側の機能と考えているが、納期限だけでなく調定情報全体を滞納側で登録する必要があると理解している。
- 本市では、納期限変更を収納では原則行っておらず、例外的な場合に限られる（法人住民税の、コロナによる申告書提出タイミングの変更など）。賦課側は月単位でしか期限変更ができないため、収納側で申告書提出日に変更している。
- 本市でも、収納側での積極的な納期限変更は行っていない。賦課からの連携の際、納期限の変更が反映されないことがあり、左記の解消のために、収納側で任意に変更するケースがある。

→本要件について、基本的には賦課側の対応であることから、減免、納期特例等、賦課側の対応が困難な場合を加味し、賦課側の標準仕様書とすり合わせることにする。

以上